

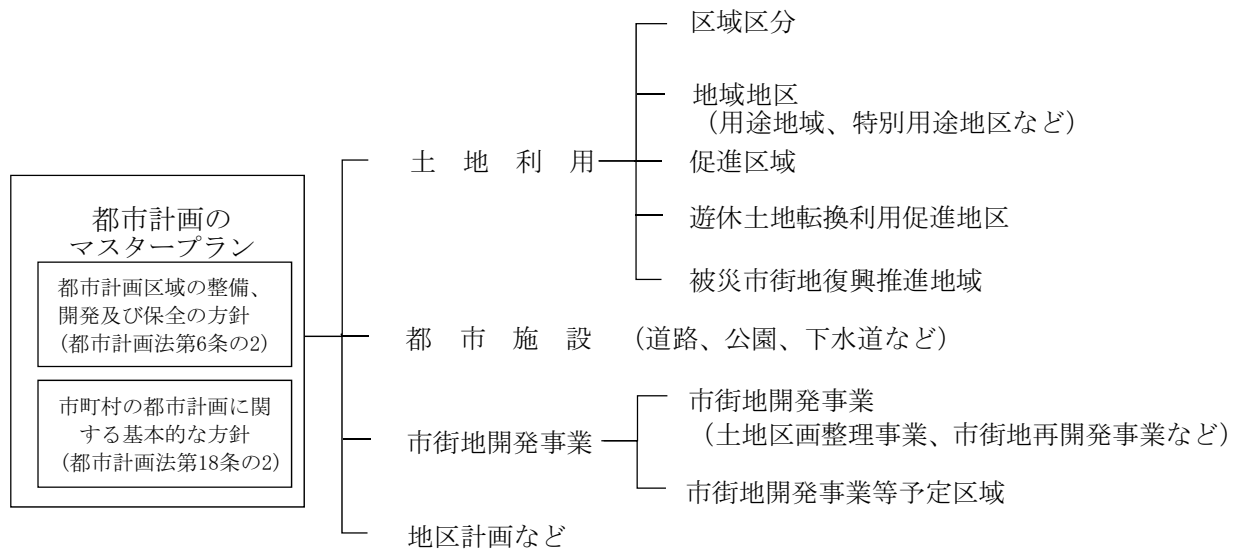
4 都市計画決定

4-1 都市計画の目的及び基本理念（都市計画法第2条）

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展等を目的とし、農林漁業との調和の上、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを基本理念としている。

その内容及び効果としては、第1に都市計画の策定により、都市における広域的、総合的な土地利用計画を確立すること、第2に規制と誘導を通じて計画的な土地利用を図ること、第3に都市施設用地を確保するとともに都市計画事業の円滑な推進を図ることである。

4-2 都市計画の内容



(1) 都市計画区域の面積及び人口

区 分	行政区域	都市計画区域	都市計画区域外
面 積 (構成比)	8,342,431ha (100%)	644,016ha (7.7%)	7,698,415ha (92.3%)
人 口 (構成比)	5,401.2千人 (100%)	4,869.1千人 (90.1%)	532.1千人 (9.9%)

(注1) 全道面積は、平成27年10月1日現在（国土地理院調べ。北方領土含む）。

(注2) 全道人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳による。

(注3) 都市計画区域面積及び人口は、平成28年3月31日現在。

(2) 都市計画区域指定市町村区分

都市計画区域指定市町村区分				
1. 区域区分を定めている都市				(参考)
10区域	市	17	合計	27
	町	10		
2. その他の都市				全道市町村数
69区域	市	18	合計	72
	町	54		
3. 計				
79区域	市	35	合計	99
	町	64		
				市 35
				町 129
				村 15
				合計 179

平成29年4月現在

平成29年4月現在



図-1 都市計画区域指定市町分布図

4-3 都市計画を定める者の区分

(1) 北海道決定（都市計画法第15条第1項第5号）

政令第9条第2項第6号	左記の対象（平成29年4月現在）	※ 括弧内は接続している市町
公共下水道で排水区域が二以上の市町村の区域にわたるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌石狩公共下水道（札幌市・石狩市） ・石狩湾新港地域公共下水道（石狩市・小樽市） ・江別南幌公共下水道（江別市・小樽市） ・旭川公共下水道（旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・東川町） ・釧路公共下水道（釧路市・釧路町） ・網走女満別公共下水道（網走市・大空町） ・美唄奈井江公共下水道（美唄市・奈井江町） ・江差公共下水道（江差町・上ノ国町） ・岩内・共和公共下水道（岩内町・共和町） ・静内公共下水道（新ひだか町・新冠町） <p>(注) 上記一部町では都市計画区域の指定はないが、特定環境保全公共下水道を整備しており、近隣市町と一体の下水道となっている。</p>	
流域下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩川流域下水道（美唄市、奈井江町、芦別市、赤平市、滝川市、新十津川町、砂川市、歌志内市） ・函館湾流域下水道（函館市、北斗市、七飯町） ・十勝川流域下水道（帯広市、音更町、芽室町、幕別町） <p>(注) 流域下水道に接続する流域関連公共下水道については各市町が定める（美唄奈井江公共下水道を除く）。</p>	

(2) 市町決定

北海道決定でないもの。なお、名称の変更にあつては知事の協議（市）又は同意協議（町）を要しない。

4-4 都市計画の軽易な変更について

下水道の都市計画変更の手続きには通常の手続きとは別に、都市計画法施行令第14条に定める軽易な変更があり、一部手続きが不要となっている。

イ 北海道決定の場合

軽易な変更の内容	省略される手続き
名称の変更	・(法17条) 都市計画の案の公告及び縦覧 ・(法18条2項) 道都市計画審議会への意見書の要旨の提出

(注1) 名称の変更についても、道都市計画審議会の付議は必要。

(注2) 名称の変更には、市町村合併時などの位置（住居表示）の変更も含まれる。

ロ 市町決定の場合

軽易な変更の内容	省略される手続き
名称の変更	・(法17条) 都市計画の案の公告及び縦覧 ・(法19条2項) 市町都市計画審議会への意見書の要旨の提出 ・(法19条3項) 知事の協議又は同意

(注1) 変更告示・縦覧に供する図書の作成及び知事あての告示文の写しの送付は必要。

(注2) 名称の変更についても市町都市計画審議会の付議は必要。

(注3) 名称の変更には、市町村合併時などの位置（住居表示）の変更も含まれる。

4-5 都市計画の決定手続きについて

計画決定（変更）までの手続きは、図-1及び図-2に示すとおりである。

図-1 北海道が定める都市計画の決定（変更）手続き

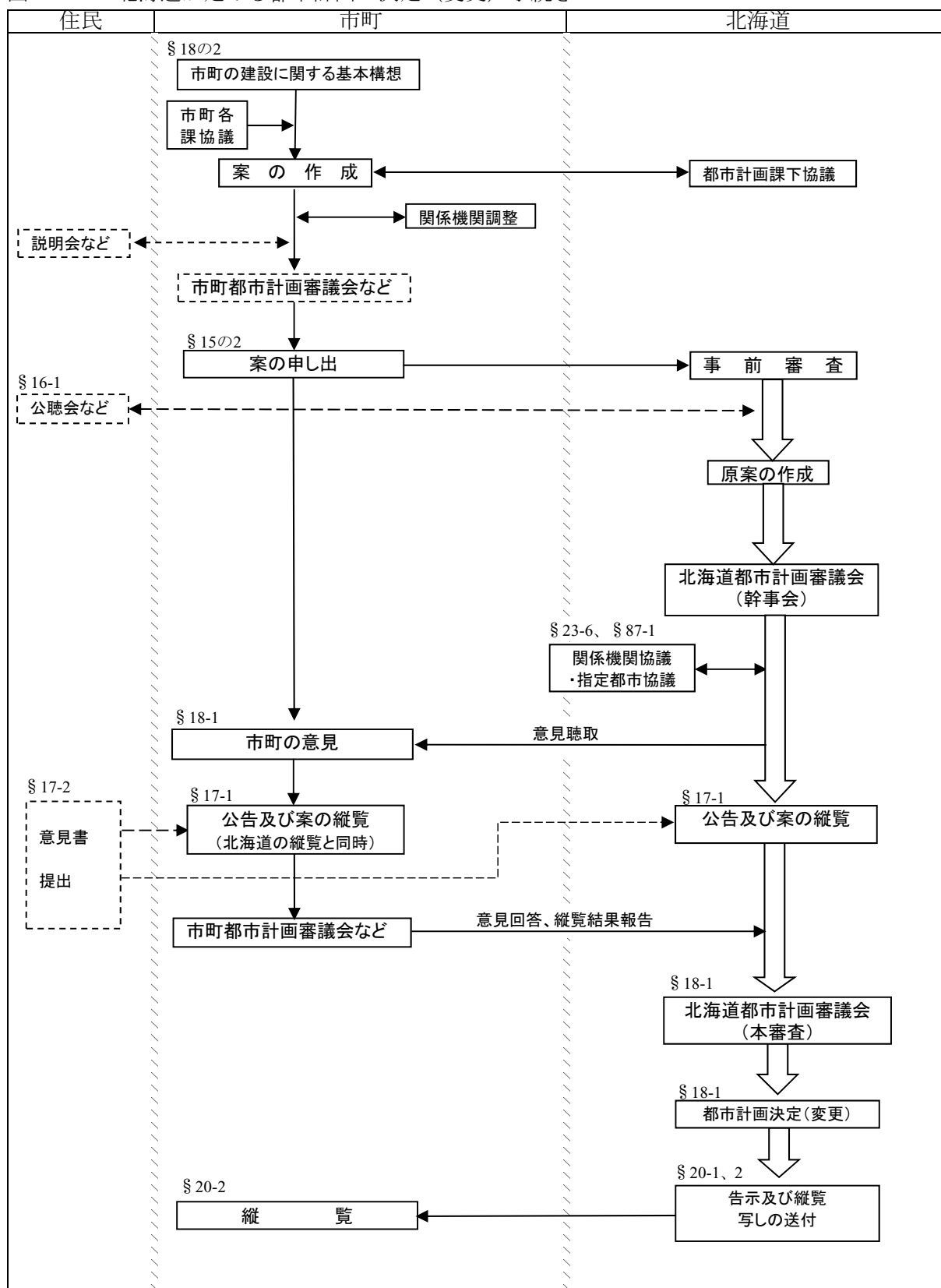
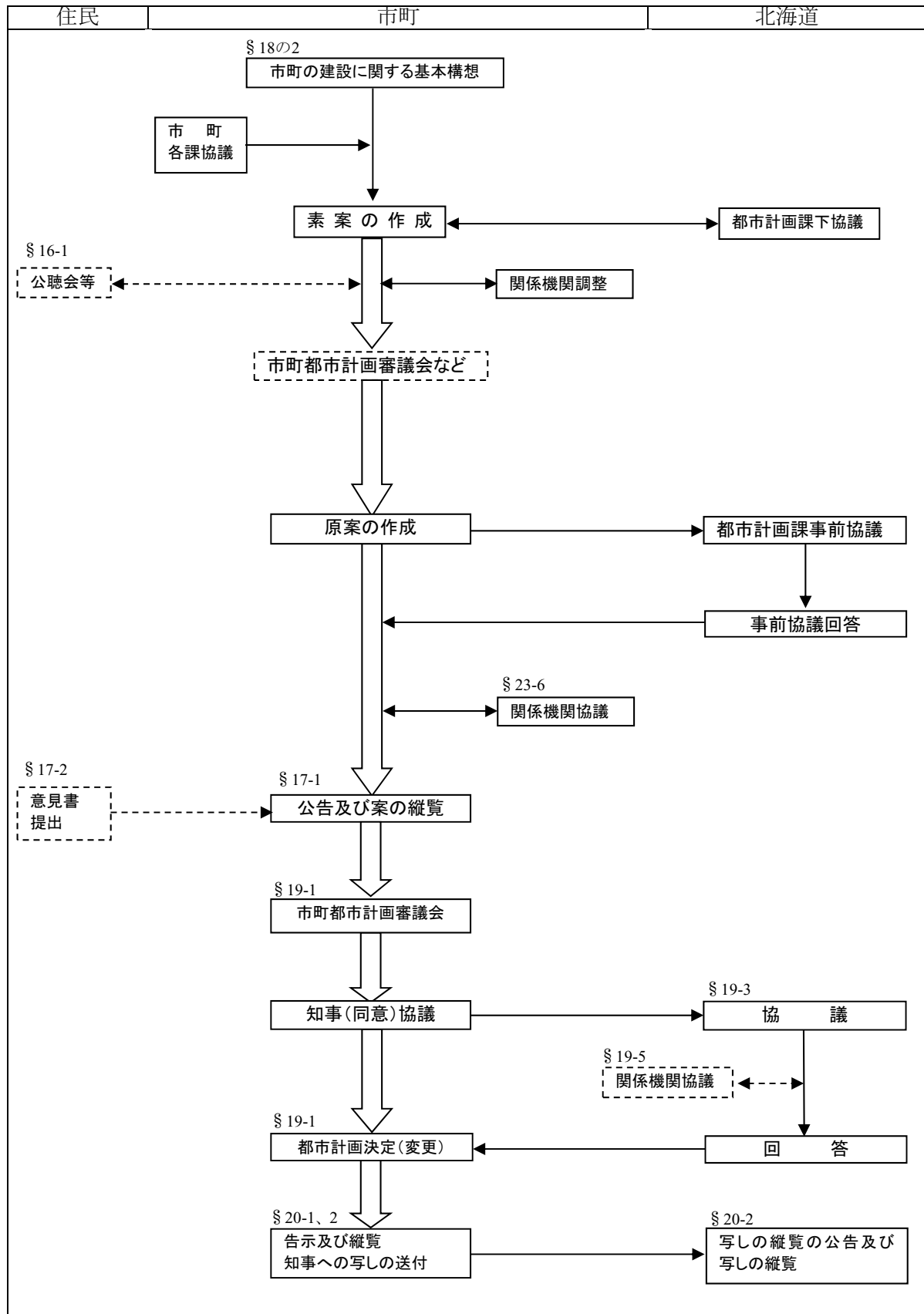


図-2 市町が定める都市計画の決定（変更）手続き



4-6 都市計画の図書

(1) 都市計画決定(変更)に必要な図書及び部数

① 原案の提出(北海道決定)又は事前協議の提出(市町決定)時に必要な書類

図 書 名	北海道決定案件		市町決定案件
	図書1部	パンフレット	図書1部(事前協議時)
A 申請書	○		○
B 都市計画の策定の経緯の概要	○		○
C 計画書	○	○	○
D 変更説明書(変更の場合)	△	△	△
E 理由書	○		○
F 箇所図(総括図縮小) -A4版	○	○	○
G 模式図 -A4版	△		△
H 計画決定経緯表(変更の場合)	△		△
I その他の資料	○		○
J 協議書の写し	△		△
K 総括図	○		○
L 見出し図(計画図が複数の場合)	△		△
M 計画図	○	○	○
N 平面計画図(その他の施設の場合)	△	△	△
O 求積図(その他の施設の場合)	△		△

○:必ず添付する、△:必要に応じ添付する

(注) 各図書の作成については、次ページ以降を参照すること。

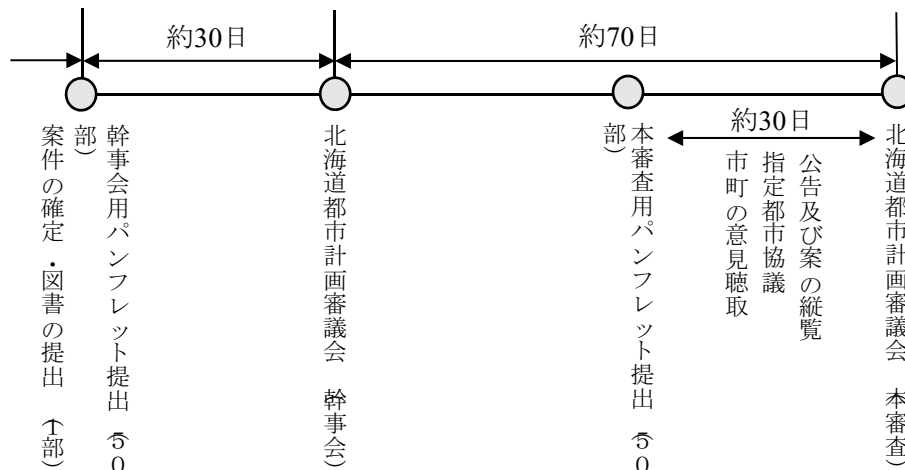
図書		幹事会用パンフレット		本審査用パンフレット	
部数	提出期限	部数	提出期限	部数	提出期限
1部	幹事会30日前までに提出	50部	幹事会30日前までに提出	50部	審議会30日前までに提出

(注1) その他、関係行政機関との協議が必要な場合は、さらに部数が必要になることもある。

(注2) 「名称の変更」の場合、計画書、変更説明書、総括図を提出すること。

②北海道決定時の図書及びパンフレットの提出部数、提出期限

図書及びパンフレットの提出期限は、会議開催の日程に照らし、その都度道から市町へ連絡することとするが、提出部数のことも合わせてその概念を以下に図示する。



(2) 図書の作成要領

A 申請書の文例

(イ) 北海道決定に係る案の提出

	〇〇〇〇第 号 平成 年 月 日
北海道知事 〇〇〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇〇〇印
〇〇都市計画下水道の決定（変更）について	
都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、次のとおり都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。	

(ロ) 北海道決定に係る意見の提出

	〇〇〇〇第 号 平成 年 月 日
北海道知事 〇〇 〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇〇〇印
〇〇都市計画下水道の決定（変更）について（回答）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都計第〇〇〇〇号により意見を求められましたことについて意見はありません。	

(ハ) 市町決定における道（都市計画課長）への事前協議

	〇〇〇〇第 号 平成 年 月 日
北海道建設部まちづくり局都市計画課長 様	
	〇〇市〇〇課長
〇〇都市計画下水道の決定（変更）について（事前協議）	
このことについて、別添のとおり都市計画法第19条第3項（変更の場合：第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項）の規定により協議を行う予定ですので、あらかじめ北海道の意見を伺います。	

(注1) 個人名、公印ともに不要

(注2) 都市計画の策定の経緯の概要を添付の上、提出すること。

(二) 市町決定における道（知事）への協議・同意協議

	〇〇〇〇第	号
	平成	年 月 日
北海道知事 〇〇 〇〇 様		
	〇〇市長	〇〇〇〇印
〇〇都市計画下水道の決定について（協議）		
このことについて、別添のとおり都市計画法第19条第3項（変更の場合：第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項）の規定により、関係図書を添えて協議します。		

(注) 都市計画の策定の経緯の概要を添付の上、提出すること。

B 都市計画の策定の経緯の概要

経緯の概要は、市町決定における事前協議時及び協議・同意協議時の申請書に添付すること。

- ・事前説明、住民説明会などが行われている場合は追加記載する
- ・計画案の縦覧期間に公告の日は含まれない（縦覧期間は公告日の翌日から14日間）
- ・予定の時期（日にち）は「〇月上旬」のように記載しても可

（事前協議時）

都市計画の策定の経緯の概要				
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）				
事 項	時	期	備 考	
北海道事前協議	平成	年 月 日		
計画案の縦覧	平成	年 月 日から	(予定)	
	平成	年 月 日まで		
〇〇市（町）都市計画審議会	平成	年 月 日	(予定)	
(市の場合) 北海道協議申請 (町の場合) 北海道同意協議申請	平成	年 月 日	(予定)	
決定告示	平成	年 月 日	(予定)	

（協議・同意協議時）

都市計画の策定の経緯の概要				
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）				
事 項	時	期	備 考	
北海道事前協議	平成	年 月 日		
計画案の縦覧	平成	年 月 日から	縦覧 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 縦覧者 ○人	
	平成	年 月 日まで		
〇〇市（町）都市計画審議会	平成	年 月 日		
(市の場合) 北海道協議申請 (町の場合) 北海道同意協議申請	平成	年 月 日		
決定告示	平成	年 月 日	(予定)	

C 計画書

計画書は、都市計画の内容を表示するとともに、都市計画を定めた理由を明確に示すことを目的とする文書である。したがって、本書は都市計画に定めるべき事項を標題、本文表示及び計画表をもって表示するとともに、当該都市計画を定める理由を附記することとしている。なお、この「理由」は、計画書の一部を構成するものではあるが、都市計画の内容そのものではない。また、備考欄に記載する事項は都市計画の決定内容ではなく、参考事項となる。

a 流域下水道

イ 当初決定

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画下水道の決定（北海道決定）

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道を次のように決定する。

1. 下水道の名称 〇〇流域下水道

2. 排水区域

接続する下水道	備 考
(注1) 〇〇都市計画〇〇公共下水道	
〇〇都市計画〇〇公共下水道	同時決定
〇〇都市計画〇〇公共下水道	

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
(注2) 〇〇幹線	(注3)(注4) 〇〇市〇〇〇丁目	〇〇町字〇〇	(注6) φ〇〇～〇〇m、L=〇, 〇〇〇m、 分流式污水管
放流幹線	〇〇市〇〇〇丁目	〇〇市〇〇〇丁目	φ〇〇m、L=〇〇〇m

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
(注5) 〇〇ポンプ場	(注3) 〇〇市〇〇〇丁目	(注6) 面積約〇〇m ² 、揚水能力〇〇. 〇m ³ /分
〇〇処理場	〇〇市〇〇〇丁目	面積約〇〇m ² 、処理能力〇, 〇〇〇m ³ /日
〇〇調整池	〇〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	面積約〇〇m ² 、調整能力〇〇〇m ³

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

(注7)

(注1) 排水区域の「接続する下水道」は、流域関連公共下水道の名称を記載する。なお、総括図には参考として排水区域を表示する。

- (注2) 流域下水道の「2. 下水管渠」には、次に掲げるものを記載する。
- ① 1,000ha以上の排水区域（都市計画決定したものに限り）を担う管渠
従前は全体計画の排水区域としていたが、都市計画として一体的に都市計画決定を行う必要があることから基準を変更する。
 - ② 流域関連公共下水道の最上流接続点までの管渠
 - ③ 処理水を放流するための主たる管渠（放流幹線）
- (注3) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。
【例1】〇〇市〇〇〇丁目 【例2】〇〇町字〇〇
- (注4) 起点は下流側、終点は上流側とする。
- (注5) その他の施設は、処理場、ポンプ場（マンホール形式等簡易なものを除く）、調整池などを必要に応じ定める。
- (注6) 参考事項である備考欄には、能力、規模についてそれぞれ記載する（例による）。なお、管径は1m単位、延長は10m単位（100m未満は1m単位）、能力はポンプ場を0.1m³単位、処理場を10m³単位とし、端数処理は四捨五入する。
- (注7) 理由は理由書の内容を要約し簡潔に述べる。

ロ 変 更

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画下水道の決定（北海道決定）

(注1)

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3. 下水管渠」中、〇〇幹線を次のように変更する。

3. 下水管渠（注1）

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線	(注2) 〇〇市〇〇〇丁目	〇〇町字〇〇	φ〇〇～〇〇m、L=〇〇〇m、 分流式污水管

「区域は計画図表示のとおり」

理 由
(注3)

(注1) 既決定の一部事項を変更する場合は、当該変更に係る箇所のみを表記する（上記例では変更する下水管渠のみを表示している）。なお、変更内容に応じ本文を以下のように表記すること。

【例1】新たに下水管渠を追加する場合

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3. 下水管渠」に〇〇幹線を次のように追加する。

【例2】下水管渠の変更、その他の施設の追加を同時に行う場合

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3. 下水管渠」中、〇〇幹線を次のように変更し、「4. その他の施設」に〇〇ポンプ場を次のように追加する。

【例3】下水管渠の一部廃止

〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3. 下水管渠」中、
〇〇幹線ほか3幹線を廃止する。

(備考)廃止の場合、計画書の表内への記載は不要。

(注2) 表示方法は当初決定の例による。

(注3) 記載方法は当初決定の例による。

b 公共下水道及び都市下水路

イ 当初決定

〇〇都市計画下水道の決定 $\left[\begin{array}{l} \text{(北海道決定)} \\ \text{(〇〇市決定)} \end{array} \right]$

〇〇都市計画〇〇 $\frac{\text{公共下水道}}{\text{都市下水路}}$ を次のように決定する。

1. 下水道の名称 〇〇 $\frac{\text{公共下水道}}{\text{都市下水路}}$

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」 (注4)

(備考) 面積 約〇,〇〇〇ha (うち処理区域 約〇,〇〇〇ha) (注5)

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
(注6) 〇〇幹線	(注8) 〇〇市〇〇〇丁目	〇〇市〇〇〇丁目	(注8) φ〇〇~〇〇m、L=〇〇〇m、 分流式污水管
放流幹線	〇〇市〇〇〇丁目	〇〇市〇〇〇丁目	φ〇〇m、L=〇〇〇m

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
(注7) 〇〇ポンプ場	(注8) 〇〇町字〇〇	(注8) 面積約〇〇m ² 、揚水能力〇〇.〇m ³ /分
〇〇処理場	〇〇市〇〇〇丁目	面積約〇〇m ² 、処理能力〇,〇〇〇m ³ /日
〇〇調整池	〇〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	面積約〇〇m ² 、調整能力〇〇〇m ³

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

(注8)

- (注1) 北海道決定と市町村決定は別葉とすること。
- (注2) 公共下水道と都市下水路は別葉とすること。
- (注3) 一の都市計画区域に複数の下水道（都市下水路を除く）を各々都市計画決定している場合は、別葉とすること。
- (注4) 排水区域は下水を排除すべき区域（都市下水路にあつては集水区域）を記載すること。なお、排水区域の「備考」欄には、市町村別の処理区域の面積を記載すること。
- (注5) 排水区域の面積は1ha単位で記載することとし、端数処理は四捨五入とすること。
- (注6) 公共下水道及び都市下水路の「3. 下水管渠」の幹線管渠には、次に掲げるものを記載すること。

① 1,000ha以上の排水区域（都市計画決定したものに限る）を担う管渠

従前は全体計画の排水区域としていたが、都市計画として一体に都市計画決定を行う必要があることから基準を変更する。また、「4. その他の施設」のない流域関連公共下水道のうち、1,000ha以上の排水区域を担う管渠がない場合は、排水区域の面積基準を900ha、800ha、…と順次低減する。この場合、表下に「○○○ha以上の排水区域を担う管渠を都市計画決定の対象とする。」と記入すること。

② 処理水を放流するための主たる管渠（放流幹線）

雨水貯留管処理水利用のための管渠、下水を利用した雪対策用の管渠及び汚泥集中処理化のための汚泥圧送管については、対象外とする。

- (注7) その他の施設は、処理場、ポンプ場（マンホール形式等簡易なものを除く）、調整池などを必要に応じ定める。また、都市計画決定する下水管渠から離れたその他の施設についても、必要に応じ都市計画に定める。
- (注8) 表示・記載方法は流域下水道の当初決定の例による。
- (注9) フレックスプランについては、原則として定めないこと。

ロ 変 更

○○都市計画下水道の変更(○○市決定)

(注1)
都市計画○○公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約 ○,○○○ha (うち処理区域約 ○,○○○ha)

理 由

(注2)

- (注1) 既決定の一部事項を変更する場合は、当該変更に係る箇所のみを表記する（上記例では変更する排水区域のみを表示している）。その他記載方法は流域下水道の変更の例による。
- (注2) 記載方法は決定の例による。

c 新基準の適用（留意事項）

平成9年の都市計画運用指針の改定により、計画書の様式について以下のとおり変更があったので、新基準を適用していない市町は実質的な変更に合わせて適用し、その旨を理由にて明示する。

①排水区域

名称を非表示とし、面積は法定事項ではない備考欄への記載とする。また、区域の根拠となる図面が「計画図」から「総括図」に変更となり、計画図はあくまで参考図面とする。

【変更前】

2. 排水区域(変更前)

名 称	面 積	備 考
〇〇公共下水道	約〇,〇〇〇ha	うち処理区域 約 〇, 〇 〇 〇 ha

「区域は計画図表示のとおり」

【変更後】

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積約 〇,〇〇〇ha(うち処理区域約 〇,〇〇〇ha)

②下水管渠

都市計画決定をする下水管渠を「100ha以上の排水区域を担う管渠」から「1,000ha以上の排水区域を担う管渠」に変更する(放流幹線は変更なし)。また、区域表示(「管径又は幅員」及び「延長」)については、法定事項ではない備考欄への記載とする。

【変更前】

3. 下水管渠

名 称	位 置		区 域		備 考
	起 点	終 点	管径又は幅員	延 長	
〇〇幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	〇.〇~〇.〇m	約〇〇〇m	分流式污水管
放流幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	〇〇〇m	約〇〇〇m	処理水放流管

「区域は計画図表示のとおり」

【変更後】

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〇〇幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	φ〇〇~〇〇m、L=〇〇〇m、分流式污水管
放流幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	φ〇〇m、L=〇〇〇m

「区域は計画図表示のとおり」

③その他の施設

「4. ポンプ施設」、「5. 処理施設」、「6. 貯留施設」の各項を統合し「4. その他の施設」として表示する。また、面積表示については、法定事項ではない備考欄への記載とする。

【変更前】

4. ポンプ施設

名 称	位 置	面 積	備 考
〇〇ポンプ場	〇市〇〇〇丁目	約〇〇〇m ²	揚水能力〇.〇m ³ /分

「区域は計画図表示のとおり」

5. 処理施設

名 称	位 置	面 積	備 考
〇〇処理場	〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	約〇,〇〇〇㎡	処理能力〇,〇〇〇㎥/日

「区域は計画図表示のとおり」

6. 貯留施設

名 称	位 置	面 積	備 考
〇〇調整池	〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	約〇,〇〇〇㎡	調整能力〇〇〇㎥

「区域は計画図表示のとおり」

【変更後】

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
〇〇ポンプ場	〇市〇〇〇丁目	面積約〇〇〇㎡、揚水能力〇.〇㎥/分
〇〇処理場	〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	面積約〇,〇〇〇㎡、処理能力〇,〇〇〇㎥/日
〇〇調整池	〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	面積約〇,〇〇〇㎡、調整能力〇〇〇㎥

「区域は計画図表示のとおり」

- 平成29年4月1日現在で新基準による都市計画決定を行っていない市町は以下のとおり22市町である。なお、()内は最終の都市計画変更年を示す。

長万部町 (S60)	歌志内市 (H7)	下川町 (H8)	むかわ町 (H4)	浦幌町 (H8)
八雲町 (H7)	新十津川町 (H元)	美深町 (H7)	浦河町 (H8)	厚岸町 (H3)
赤平市 (H8)	富良野市 (H6)	斜里町 (H6)	清水町 (H元)	
滝川市 (H5)	上川町 (H4)	興部町 (S62)	大樹町 (H3)	
砂川市 (H5)	上富良野 (H8)	雄武町 (H8)	幕別町 (H元)	

※幕別町については幕別公共下水道のみ適用していない（札内公共下水道は適用済み）。

※福島町、滝上町、壮瞥町、日高町は下水道の都市計画決定を行っていない。

D 変更説明書(変更の場合)

変更説明書は都市計画変更を行う場合に必要となるものであり、変更理由並びに従前との相違が容易に分かるようにした新旧対照表からなる説明書である。

変 更 説 明 書				
1 下水道の名称 ○○公共下水道				
2 変更概要				
1) 用途地域の変更に伴い、排水区域を拡大・縮小変更する。				
2) 排水区域の変更に伴い○○幹線ほか3幹線を変更し、○○幹線ほか2幹線を追加し、○○幹線ほか3幹線を廃止する。				
3) 道路整備計画及び河川改修計画の変更に伴い○○幹線ほか2幹線を変更し、○○幹線ほか1幹線を追加し、○○幹線を廃止する。				
4) 下水道の都市計画決定基準の変更に伴い、排水区域、下水管渠、ポンプ施設、処理施設及び貯留施設を次のように変更する。				
5) 排水区域の変更、下水道基本計画の見直し等により必要と認められる用地に変更が生じたため、○○ポンプ場、○○処理場の敷地を縮小変更する。				
3 新旧対照表(注1、2)				
2. 排水区域		「上段」；変更前、「下段」；変更後		
本 文	(備 考)	変更の内容		
「排水区域は総括図表示のとおり」	面積約○○ha（うち処理区域約○○ha）	市街化区域の変更により、排水区域を変更する。面積は約○ha拡大。		
〃	面積約○○ha（うち処理区域約○○ha）			
3. 下水管渠		「上段」；変更前、「下段」；変更後		
内 訳	位 置		備 考	変更の内容
	起 点	終 点		
○○幹線	○市○○○丁目	○市○○○丁目	φ○～○m、L=○○○m、分流式污水管	起終点の変更
〃	○市○○○丁目	○市○○○丁目	φ○～○m、L=○○○m、分流式污水管	
○○幹線	○市○○○丁目	○市○○○丁目	φ○～○m、L=○○○m、分流式污水管	廃 止
—	—	—	—	
—	—	—	—	追 加
放流幹線	○市○○○丁目	○市○○○丁目	φ○～○m、L=○○m	
4. その他の施設		「上段」；変更前、「下段」；変更後		
内 訳	位 置	備 考		変更の内容
○○処理場	○市○○○丁目	面積約○○,○○○㎡、処理能力○○,○○○㎥/日		区域の拡大
〃	○市○○○丁目及び○丁目	面積約○○,○○○㎡、処理能力○○,○○○㎥/日		

(注1) 「新旧対照表」に限り、変更前後で同一のものは記載例のとおりすべて「〃」で表示すること。

(注2) 今回の変更から新基準を初めて通用する場合は、新旧対照表を次のとおり取り扱う。

*新基準の適用

3 新旧対照表

2. 排水区域

(変更前)

名称	面積	備考
〇〇公共下水道	約〇,〇〇〇ha	うち処理区域 約〇,〇〇〇ha

「区域は計画図表示のとおり」

(変更後)

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積約〇,〇〇〇ha(うち処理区域約〇,〇〇〇ha)

(変更の内容)

新基準の適用による変更

3. 下水管渠

(変更前)

名称	位置		区域		備考
	起点	終点	管径又は幅員	延長	
〇〇幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	〇. 〇~〇. 〇m	約〇〇〇m	分流式污水管
〇〇幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	〇. 〇~〇. 〇m	約〇〇〇m	分流式污水管
放流幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	〇. 〇~〇. 〇m	約〇〇〇m	処理水放流管

(変更後)

内訳	位置		備考	変更の内容
	起点	終点		(共通)新基準の適用
〇〇幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	φ〇m L=〇〇m、分流式污水管	廃止
〇〇幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	φ〇m L=〇〇m、分流式污水管	終点の変更
放流幹線	〇市〇〇〇丁目	〇市〇〇〇丁目	φ〇m L=〇〇m	追加

4. その他の施設

(変更前)

4. ポンプ施設

名称	位置	面積	備考
〇〇ポンプ場	〇市〇〇〇丁目	約〇〇〇m ²	揚水能力〇. 〇m ³ /分

5. 処理施設

名称	位置	面積	備考
〇〇処理場	〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	約〇,〇〇〇m ²	処理能力〇,〇〇〇m ³ /日

6. 貯留施設

名称	位置	面積	備考
〇〇調整池	〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	約〇,〇〇〇m ²	調整能力〇〇〇m ³

(変更後)

内 訳	位 置	備 考	変更の内容
			(共通) 新基準の適用
〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇〇丁目	面積約〇〇㎡、処理能力〇,〇〇〇㎥/日	
〇〇処理場	〇〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	面積約〇〇㎡、処理能力〇,〇〇〇㎥/日	区域の拡大 (約〇〇㎡拡大)
〇〇調整池	〇〇市〇〇〇丁目及び〇丁目	面積約〇〇㎡、調整能力〇〇〇㎥	

E 理由書

理由書は、都市計画法第17条の規定により、都市計画の案の縦覧の際に添付することとされており、都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることを目的としている。

[参考例]

都市計画決定(変更)に係る理由書	
1 案件名	都市計画 〇〇公共下水道の決定(変更)
2 都市計画決定(変更)内容	
3 都市計画決定(変更)理由(注)	

(注) 理由を記載する際の留意事項

住民が都市計画決定、変更される理由を十分に理解できるよう、都市計画の必要性、計画内容(位置、区域、規模など)の妥当性についてできるだけ分かりやすく表現すること。

F 箇所図(総括図のA4縮小版)

当該都市計画決定(変更)箇所を明示する。

G 模式図

箇所図、総括図が煩雑で見えづらいなどの場合、内容が容易に分かるよう、白図に「排水区域、下水管渠、その他の施設」と「変更箇所」を記入した模式図を作成することも考えられる(旗揚げ、色分け、ハッチング、表記の仕方は総括図に準じる)。なお、模式図を作成しても箇所図、総括図の添付は省略できない。

H 計画決定経緯表(変更の場合)

当初決定から最終変更まで時点ごとに、以下のように作成する。

計画決定経緯表			
年月日	告示番号	名称	内 容
昭和〇年〇月〇日	〇市告示第〇号	〇〇公共下水道	当初決定
昭和〇年〇月〇日	〇市告示第〇号	〃	〇〇幹線の変更、排水区域の拡大
平成〇年〇月〇日	〇市告示第〇号	〃	〇〇ポンプ場の追加、新基準の適用

I その他資料

当該計画に係る資料として、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マス)、市町村マスタープラン(都市マス)などの関係箇所を抜粋の上添付する。

J 協議書の写し

下水道について、許可などの処分の権限を有する関係機関との協議を行い、打合せメモの写しを添付する。打合せメモは相手のサインをもらうことを原則とし、都市計画決定(変更)について了解する旨の内容を記載する。なお、協議調整の必要な項目及び協議先について、参考に次表に示す。

関係機関協議一覧表

No	協議先	協議内容	対象案件
1.	道都市環境課	・下水道法に関する事 ・下水道事業に関する事	・下水道法に基づく計画を変更する場合 ・下水道事業により整備する場合
2.	開発建設部 河川担当課 (注5)	(国管理の河川) ・流末協議に関する事 ・河川横断に関する事	・放流先である河川の流量・水質に影響がある場合 ・下水管渠が河川を横断する場合
3.	(総合)振興局 建設管理部治水課 (注5)	(道管理の河川) ・流末協議に関する事 ・河川横断に関する事	・放流先である河川の流量・水質に影響がある場合 ・下水管渠が河川を横断する場合
4.	開発建設部 道路担当課	・国道計画との整合に関する事 ・出入口協議	・下水管渠を国道に埋設する場合 ・下水道施設が国道に隣接する場合 ・国道の交通量などに影響を与える場合
5.	(総合)振興局 建設管理部道路課	・道道計画との整合に関する事 ・出入口協議	・下水管渠を道道に埋設する場合 ・下水道施設が道道に隣接する場合 ・道道の交通量などに影響を与える場合
6.	(総合)振興局 産業振興部農務課	農業地域に関する事	農業地域内で都市計画決定する場合
7.	(総合)振興局 産業振興部林務課	森林地域に関する事	森林地域内で都市計画決定する場合
8.	(総合)振興局 保健環境部環境生活課	・自然公園地域、自然保全地域に関する事 ・道自然環境等保全条例に関する事	・自然公園、自然保全地域内で都市計画決定する場合 ・環境緑地保護地区内で都市計画決定する場合
9.	財務省北海道財務局	国有地に関する事	区域内に財務省の財産がある場合
10.	防衛省北海道防衛局 (注6)	防衛施設内及びその周辺での都市計画決定に関する事	防衛施設内及びその周辺で都市計画決定する場合
11.	教育委員会	文化財保護法に関する事(埋蔵文化財)	・区域内に既存の文化施設が含まれる場合 ・区域内に包蔵が予想される場合
12.	港湾管理者	臨港地区内に関する事	臨港地区内で都市計画決定する場合
13.	漁業組合、 さけますふ化場	放流先に関する事	放流先である河川の流量・水質に影響がある場合
14.	北海道旅客鉄道(株) ほか	JR敷地に関する事	JR敷地内に新たに下水管渠を埋設又は横断する場合

(注1) 打合せメモには協議出席者のサインを原則記入すること。

(注2) 打合せメモには協議の趣旨に対する意見を必ず記述すること(「都市計画決定(変更)に了解する。」など)。

(注3) 都市計画決定に対する意見回答書(公文書による協議)があった場合、意見照会文及び回答文の写しをもって打合せメモの代用としても可。

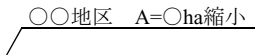
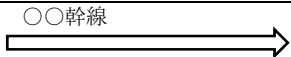
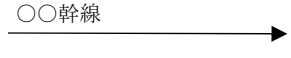
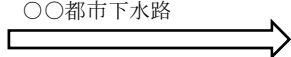
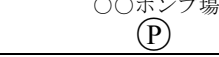



(注4) 上記以外にも協議が必要と認められるときには、適宜実施すること。

(注5) 都市計画決定等にかかわる治水協議について……別記1参照

(注6) 防衛施設及びその周辺に決定する場合(平成7年9月1日付都計第326号関係45市町あて都市計画課長通知)を参照。

K 総括図

総括図は、その趣旨を「当該都市の将来のビジョンを全体の都市計画によって明らかにしようとするもの」としており、次の事項を表示して作成する。

規 格	区域区分、用途地域及び都市計画施設（道路など）が表示されている都市計画図で縮尺1/10,000～1/30,000の図面（原則は1/25,000以上） 《留意事項》 用途地域など他の都市計画を同時に決定する場合は、当該都市計画も含め図面に反映する。		
旗揚げ	・変更する排水区域の地区名と変更面積を旗揚げする。また、変更する下水管渠、その他の施設は名称を旗揚げする。 (例)  ・旗揚げの色は下記色分けと対応させる。		
色分け ハッチング	当初決定	排水区域、下水管渠、その他の施設の区域を赤色で着色する	
	排水区域	拡大	変更前の区域を黄色で、変更後の区域を赤色で着色し、区域内を赤色でハッチングする
		縮小	変更前の区域を黄色で、変更後の区域を赤色で着色し、区域内を黄色でハッチングする
	下水管渠	新規追加	新規追加する区域を赤色で着色する
		延長	延長する区域を赤色で着色する
		縮小・廃止	縮小、廃止する区域を黄色で着色する
		ルートの変更	変更前の区域を黄色で、変更後の区域を赤色で着色する
	その他の施設	新規追加	新規追加する区域を赤色で着色する
拡大		変更後の区域を赤色で着色する	
縮小・廃止		縮小、廃止する区域を黄色で着色する	
移転		変更前の区域を黄色で、変更後の区域を赤色で着色する	
上記以外（名称のみ等）の変更	変更する対象の区域を青色で着色する		
都市計画決定済みのもの （変更を行わないもの）	排水区域、下水管渠、その他の施設の区域を黒色で着色する ※必ず記載		
表 記	下水管渠	流域下水道	 <ul style="list-style-type: none"> 下水管渠名を記載 1.0mm程度
		公共下水道	 <ul style="list-style-type: none"> 下水管渠名を記載 0.5mm程度
		都市下水路	 <ul style="list-style-type: none"> 下水管渠名を記載 1.5mm程度
	その他の施設	ポンプ場	 <ul style="list-style-type: none"> ポンプ場の名称を記載 円の径は5mm程度
		処理場	 <ul style="list-style-type: none"> 処理場の名称を記載 外枠は敷地に合わせる
		調整池	 <ul style="list-style-type: none"> 調整池の名称を記載 外枠は敷地に合わせる
	関係河川	 <ul style="list-style-type: none"> 放流先となる河川又は海洋(湾)名を記載する 	

図面名称	[例]	<table border="1"> <tr><td colspan="2">〇〇都市計画下水道</td></tr> <tr><td>総括図</td><td>No. 〇〇</td></tr> <tr><td colspan="2">縮尺 1/〇〇</td></tr> </table>	〇〇都市計画下水道		総括図	No. 〇〇	縮尺 1/〇〇		縮尺、方位、凡例は必ず記入する。
	〇〇都市計画下水道								
総括図	No. 〇〇								
縮尺 1/〇〇									

(注) 黄色が見えづらい場合、他図面も含めオレンジ色で着色すること。

L 見出し図 (計画図が複数の場合)

見出し図は一葉の地形図 (都市計画図ではなくても可) で作成する。

図面名称	[例]	<table border="1"> <tr><td colspan="2">〇〇都市計画下水道</td></tr> <tr><td>総括図</td><td>No. 〇〇</td></tr> <tr><td colspan="2">縮尺 1/〇〇</td></tr> </table>	〇〇都市計画下水道		総括図	No. 〇〇	縮尺 1/〇〇		縮尺、方位、凡例は必ず記入する。
	〇〇都市計画下水道								
総括図	No. 〇〇								
縮尺 1/〇〇									

例		<ul style="list-style-type: none"> 各計画図と対応させ番号をふる 都市計画決定に係る箇所については総括図と同様に着色する (旗揚げはなし)

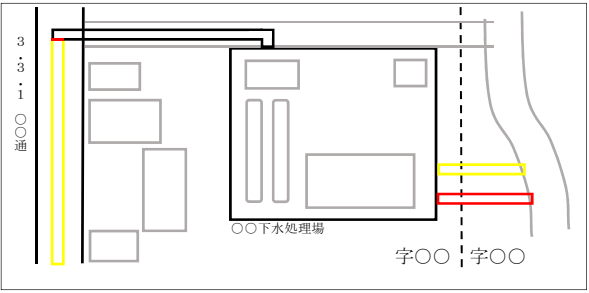


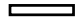


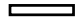


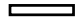
M 計画図

計画図は、「土地に関し権利を有するものが自己の権利に係る土地がこれらの区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。」との趣旨に従い、できるだけ縮尺の大きい図面で作成する。なお、排水区域は参考図として添付する。

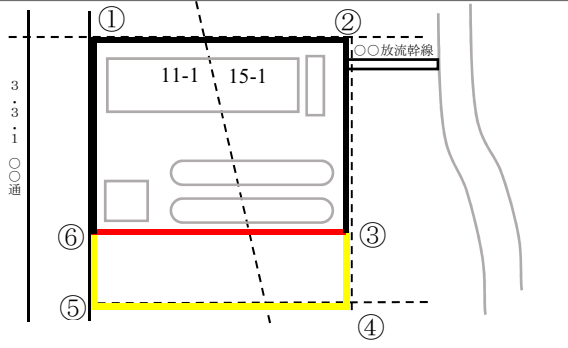









a 排水区域 (流域下水道は添付不要)

規格	縮尺1/2,500以上														
区域	当初決定又は変更後の区域	0.4mm程度の赤色実線													
	変更前又は廃止する区域	0.4mm程度の黄色実線													
	変更のない区域	0.4mm程度の黒色実線													
図面名称	[例]	[例]													
	<table border="1"> <tr><td colspan="2">〇〇都市計画下水道</td></tr> <tr><td>計画図</td><td>No. 〇〇</td></tr> <tr><td colspan="2">縮尺 1/〇〇〇〇</td></tr> </table>	〇〇都市計画下水道		計画図	No. 〇〇	縮尺 1/〇〇〇〇		<table border="1"> <tr><td></td><td>変更前の区域</td></tr> <tr><td></td><td>変更後の区域</td></tr> <tr><td></td><td>変更のない区域</td></tr> <tr><td></td><td>条丁界</td></tr> </table>		変更前の区域		変更後の区域		変更のない区域	
〇〇都市計画下水道															
計画図	No. 〇〇														
縮尺 1/〇〇〇〇															
	変更前の区域														
	変更後の区域														
	変更のない区域														
	条丁界														

b 下水管渠

規格	縮尺1/2,500以上																
区域	当初決定、新規追加又は変更後の区域	0.4mm程度の赤色実線															
	変更前又は廃止する区域	0.4mm程度の黄色実線															
	変更のない区域	0.4mm程度の黒色実線															
	<p>[例]</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・現況を下図とし、以下の項目を追加記載する ・下水管渠の起終点は、その他の施設の区域境界を起終点とする。ただしその他の施設が放流水面に接する場合等は除く ・当該下水管渠に重複又は接する都市計画施設（下水処理場、道路など）の名称及び区域を記入する。他の都市計画施設を同時に変更する場合は、変更後の区域とする ・変更の場合、新旧の対照ができるよう、原則として一葉の図面で作成する ・条丁界を示す ・管径が細かい場合は、下水管渠の区域を塗りつぶしても可 ・2条管は原則2本の表示とする 																
図面名称	<p>・縮尺、方位、凡例は必ず記入する</p> <p>「例」</p> <table border="1" data-bbox="351 958 641 1048"> <tr><td>〇〇都市計画下水道</td></tr> <tr><td>計画図 No. 〇〇</td></tr> <tr><td>縮尺 1/〇〇〇〇</td></tr> </table> <p>「例」</p> <table border="1" data-bbox="813 958 1423 1048"> <tr><td></td><td>変更前の区域</td><td>----</td><td>条丁界</td></tr> <tr><td></td><td>変更後の区域</td><td>——</td><td>都市計画施設区域</td></tr> <tr><td></td><td>変更のない区域</td><td></td><td></td></tr> </table>		〇〇都市計画下水道	計画図 No. 〇〇	縮尺 1/〇〇〇〇		変更前の区域	----	条丁界		変更後の区域	——	都市計画施設区域		変更のない区域		
〇〇都市計画下水道																	
計画図 No. 〇〇																	
縮尺 1/〇〇〇〇																	
	変更前の区域	----	条丁界														
	変更後の区域	——	都市計画施設区域														
	変更のない区域																

c その他の施設

規格	縮尺1/2,500以上																
区域	当初決定、新規追加又は変更後の区域	0.4mm程度の赤色実線															
	変更前又は廃止する区域	0.4mm程度の黄色実線															
	変更のない区域	0.4mm程度の黒色実線															
	<p>[例]</p>  <p>(変更前)</p> <table border="1" data-bbox="965 1321 1423 1433"> <tr><th>区域界</th><th>区分</th></tr> <tr><td>①～⑤</td><td>地番界</td></tr> <tr><td>⑤～⑥～①</td><td>見通し線（都市計画道路界）</td></tr> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="965 1467 1423 1579"> <tr><th>区域界</th><th>区分</th></tr> <tr><td>①～③～⑥</td><td>地番界</td></tr> <tr><td>⑥～①</td><td>見通し線（都市計画道路界）</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・現況を下図とし、以下の項目を追加記載する ・区域の表示を明確にするため、上記の例により測点を設け区域界の表示により補足する。また、区域界番号は、区域折点について表示する ・地番及びその境界を表示する（土地所有者の個人名は記入しない） ・当該施設に重複又は接する都市計画施設（下水管渠、道路など）の名称及び区域を記入する ・変更の場合、新旧の対照ができるよう、原則として一葉の図面で作成する ・煩雑になる場合、現況を別葉の図面（現況図）として添付する 		区域界	区分	①～⑤	地番界	⑤～⑥～①	見通し線（都市計画道路界）	区域界	区分	①～③～⑥	地番界	⑥～①	見通し線（都市計画道路界）			
区域界	区分																
①～⑤	地番界																
⑤～⑥～①	見通し線（都市計画道路界）																
区域界	区分																
①～③～⑥	地番界																
⑥～①	見通し線（都市計画道路界）																
図面名称	<p>・縮尺、方位、凡例は必ず記入する</p> <p>「例」</p> <table border="1" data-bbox="438 1921 729 2011"> <tr><td>〇〇都市計画下水道</td></tr> <tr><td>計画図 No. 〇〇</td></tr> <tr><td>縮尺 1/〇〇〇〇</td></tr> </table> <p>「例」</p> <table border="1" data-bbox="813 1921 1423 2011"> <tr><td></td><td>変更前の区域</td><td>----</td><td>地番界</td></tr> <tr><td></td><td>変更後の区域</td><td>——</td><td>都市計画施設区域</td></tr> <tr><td></td><td>変更のない区域</td><td></td><td></td></tr> </table>		〇〇都市計画下水道	計画図 No. 〇〇	縮尺 1/〇〇〇〇		変更前の区域	----	地番界		変更後の区域	——	都市計画施設区域		変更のない区域		
〇〇都市計画下水道																	
計画図 No. 〇〇																	
縮尺 1/〇〇〇〇																	
	変更前の区域	----	地番界														
	変更後の区域	——	都市計画施設区域														
	変更のない区域																

N 平面計画図（その他の施設の場合）

平面計画図は、次の事項を表示した図面とする。また、廃止の場合、本図面は添付不要。

規 格	縮尺1/2,500程度									
計画区域	当初決定、新規追加又は変更後の区域	0.4mm程度の赤色実線								
	変更前又は廃止する区域	0.4mm程度の黄色実線								
	変更のない区域	0.4mm程度の黒色実線								
施設配置	施設計画については、事業認可時と同程度の精度とする。									
図面名称	<p>[例]</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td colspan="2">〇〇都市計画下水道</td></tr> <tr><td colspan="2">〇〇ポンプ場</td></tr> <tr><td>平面計画図</td><td>No. 〇</td></tr> <tr><td colspan="2">縮尺 1 / 〇〇</td></tr> </table> <p>縮尺、方位、凡例は必ず記入のこと。</p>		〇〇都市計画下水道		〇〇ポンプ場		平面計画図	No. 〇	縮尺 1 / 〇〇	
〇〇都市計画下水道										
〇〇ポンプ場										
平面計画図	No. 〇									
縮尺 1 / 〇〇										

M 求積図（その他の施設の場合）

求積図は、次の事項を表示した図面とする。なお、図面の縮尺は、都市計画決定における面積表示の精度を考慮し作成すること。また、廃止の場合、本図面は添付不要。

規 格	縮尺1/2,500程度									
計画区域	当初決定、新規追加又は変更後の区域	0.4mm程度の赤色実線								
	変更前又は廃止する区域	0.4mm程度の黄色実線								
	変更のない区域	0.4mm程度の黒色実線								
留意事項	<p>(三斜計算による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各曲点間の距離を表示すること。 面積の算定に必要な分割線、寸法を表示すること。 区域の変更にあつては、新旧の面積がそれぞれわかるよう、原則一葉の図面に表示すること。 計算表を表示すること（図面に記入できない場合は、別添とする）。 <p>面積の算定にあたり、分割された面積が分かるように、図面及び計算表に任意の記号又は番号を表示すること。</p> <p>(座標計算による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算表を表示すること（図面に記入できない場合は、別添とする）。 座標番号について、図面及び計算表に明示すること。 区域の変更にあつては、新旧の面積がそれぞれわかるよう、原則一葉の図面に表示すること。 									
図面名称	<p>[例]</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td colspan="2">〇〇都市計画下水道</td></tr> <tr><td colspan="2">〇〇調整池</td></tr> <tr><td>求積図</td><td>No. 〇</td></tr> <tr><td colspan="2">縮尺 1 / 〇〇</td></tr> </table> <p>縮尺、方位、凡例は必ず記入のこと。</p>		〇〇都市計画下水道		〇〇調整池		求積図	No. 〇	縮尺 1 / 〇〇	
〇〇都市計画下水道										
〇〇調整池										
求積図	No. 〇									
縮尺 1 / 〇〇										

(3) 図書の製本

都市計画決定又は変更に係る文書は、あらかじめ次の要領で製本し、製本順序は本要領の様式の記載順と同様とする。なお、その他関係行政機関などとの協議用図書もこれに準ずる規格とする。図書は都市施設ごと、さらに北海道決定、市町決定区分により、それぞれ別冊として作成すること。

事	項	規格
文	書	A4版の大きさで縦の横書き
図	面	収納袋
		<ul style="list-style-type: none"> ・綴じしろ込みでA4版の大きさ ・図面には、図面番号（連番）を記入した図面目録をつける
図面の折りたたみ		上記の袋に容易に出し入れできる大きさ（厚みを小さくするようにしてください）
表紙背表紙	北海道決定の場合	○○年度 ○○都市計画下水道の変更（○○市） 北海道
	市町決定の場合	○○年度 ○○都市計画下水道の変更協議書 ○○市

(4) 審議会資料

北海道決定に係る審議会に必要な資料（パンフレット）の作成及び編集は、次の要領で作成し、計画書、変更説明書、箇所図、計画図、平面計画図の順に製本する。

規 格	A4サイズ ・1セットごとに左上のみ綴じて必要部数を提出する	
必要部数及び提出期限	本審査案件：北海道決定のもの ・幹事会用→50部（幹事会の30日前まで） ・本審査用→50部（審議会の30日前まで）	
必要書類	作成要領	
計 画 書	・都市計画の図書と同一内容とする	
変更説明書 (変更の場合)	・都市計画の図書と同一内容とする ・計画書と変更説明書が1枚に収まる場合、1枚とする	
箇 所 図 (総括図縮小)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は適宜とするが、凡例、距離スケール及び方位は必ず明示する ・カラー表示により作成する ・総括図を縮小して作成する場合、名称が小さくならないようにする 	
計 画 図	・縮尺は適宜とするが、距離スケール及び方位は必ず明示する	
	当初決定、新規追加又は変更後の区域	0.4mm程度の赤色実線
	変更前又は廃止する区域	0.4mm程度の黄色実線
	変更のない区域	0.4mm程度の黒色実線
平面計画図 (その他の施設の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の図書と同一内容とする ・縮尺は適宜とするが、凡例、距離スケール及び方位は必ず明示する ・図面を縮小して作成する場合、施設名が小さくならないようにする 	

第3節 都市計画の告示など

1. 都市計画の案の縦覧の公告（参考例）

（1）都市計画の当初決定の場合（市町決定）

〇〇町告示 第 号

都市計画法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに〇〇町に意見書を提出することができる。

平成 年 月 日

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 〇〇公共下水道

イ 位置

（ア）排水区域を決定する土地の区域

〇〇町〇〇〇丁目、〇丁目及び字〇〇の全部並びに〇丁目、字〇〇の各一部

（イ）下水管渠を決定する土地の区域

名称

起点

終点

〇〇一号幹線 〇〇町字〇〇

〇〇町〇〇〇丁目

〇〇放流幹線 〇〇町〇〇〇丁目

〇〇町字〇〇

（ウ）その他の施設を決定する土地の区域

・〇〇ポンプ場

〇〇町字〇〇

・〇〇処理場

〇〇町〇〇〇丁目、〇丁目及び〇丁目

（縦覧に供する都市計画の案のとおり）

3 都市計画の案の縦覧場所

〇〇町〇〇部〇〇課

4 縦覧期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

（注1）「都市計画を定める土地の区域」は市、町、大字及び字（町丁目）をもって表示する。

（注2）「公告の日から2週間」とは、公告の日は期間に参入されず、翌日から2週間（休日含む）となるので注意。

（注3）縦覧期間の末日が地方公共団体の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで縦覧を行う必要がある。

(2) 都市計画の変更の場合（市町決定）

〇〇市告示第 号

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに〇〇市に意見書を提出することができる。

平成 年 月 日

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 〇〇公共下水道

イ 位置

(ア) 排水区域を変更する土地の区域

・拡大する区域

〇〇市〇丁目及び〇丁目の全部並びに〇丁目、〇丁目及び〇丁目の各一部

・縮小する区域

〇〇市〇丁目の全部及び〇丁目の一部

(イ) 下水管渠を変更する土地の区域

・変更前

名称	起点	終点
----	----	----

〇〇一号幹線	〇〇市〇丁目	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

〇〇放流幹線	〇〇市字〇〇	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

・変更後

名称	起点	終点
----	----	----

〇〇一号幹線	〇〇市〇丁目	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

〇〇放流幹線	〇〇市字〇〇	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

(ウ) その他の施設を変更する土地の区域

a ポンプ場を追加する区域

〇〇市〇丁目

b 処理場を変更する区域

・変更前

〇〇市〇丁目及び〇丁目

・変更後

〇〇市〇丁目

c 調整池を廃止する区域

〇〇市〇丁目、〇丁目及び〇丁目

(縦覧に供する都市計画の案のとおり)

3 都市計画の案の縦覧場所

〇〇市〇〇部〇〇課

4 縦覧期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

2. 都市計画の決定及び変更の告示（参考例）

（1）都市計画の決定の場合（市町決定）

〇〇町告示第 号

都市計画法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 〇〇公共下水道

イ 位置

（ア）排水区域を決定する土地の区域

〇〇町〇〇〇丁目、〇丁目及び字〇〇の全部並びに〇丁目、字〇〇の各一部

（イ）下水管渠を決定する土地の区域

名称	起点	終点
〇〇一号幹線	〇〇町〇〇〇丁目	〇〇町〇〇〇丁目
〇〇放流幹線	〇〇町字〇〇	〇〇町〇〇〇丁目

（ウ）その他の施設を決定する土地の区域

・〇〇ポンプ場

〇〇町字〇〇

・〇〇処理場

〇〇町〇〇〇丁目、〇丁目及び〇丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 都市計画の案の縦覧場所

〇〇町〇〇部〇〇課

(2) 都市計画の変更の場合（市町決定）

〇〇市告示第 号

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 〇〇公共下水道

イ 位置

(ア) 排水区域を変更する土地の区域

・拡大する区域

〇〇市〇丁目及び〇丁目の全部並びに〇丁目、〇丁目及び〇丁目の各一部

・縮小する区域

〇〇市〇丁目の全部及び〇丁目の一部

(イ) 下水管渠を変更する土地の区域

・変更前

名称	起点	終点
----	----	----

〇〇一号幹線	〇〇市〇丁目	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

〇〇放流幹線	〇〇市字〇〇	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

・変更後

名称	起点	終点
----	----	----

〇〇一号幹線	〇〇市〇丁目	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

〇〇放流幹線	〇〇市字〇〇	〇〇市〇丁目
--------	--------	--------

(ウ) その他の施設を変更する土地の区域

a ポンプ場を追加する区域

〇〇市〇丁目

b 処理場を変更する区域

・変更前

〇〇市〇丁目及び〇丁目

・変更後

〇〇市〇丁目

c 調整池を廃止する区域

〇〇市〇丁目、〇丁目及び〇丁目

(縦覧に供する都市計画の案のとおり)

3 都市計画の案の縦覧場所

〇〇市〇〇部〇〇課

3. 都市計画の図書の写しの縦覧の公告（参考例）

（1）都市計画の決定の場合（北海道決定）

〇〇町公告第 号

都市計画法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

下水道

2 縦覧場所

〇〇町〇〇部〇〇課

（2）都市計画の変更の場合（北海道決定）

〇〇市公告第 号

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

下水道

2 縦覧場所

〇〇市〇〇部〇〇課

4. 都市計画の図書の写しの送付

（1）図書の送付の手続

都市計画法第20条第1項の規定により、市町が都市計画を決定または変更したときは道に通知文書（知事宛）、告示文（写）を送付すること。その他の図書については、事前協議用に収受しているので、送付は不要。なお、軽易な変更として、協議・同意協議を行っていない場合は、以下の図書を併せて送付すること。

名称の変更 : 計画書、新旧対照表、総括図

(2) 知事あて通知文書の文例

① 都市計画を決定した場合（市町決定）

	〇〇〇〇 第 号
	平成 年 月 日
北海道知事 〇〇 〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇 〇〇 印
都市計画の決定について（送付）	
都市計画法第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る都市計画の図書の写しを送付します。	
記	
〇〇都市計画下水道 〇〇公共下水道	

② 都市計画を変更した場合（市町決定）

	〇〇〇〇 第 号
	平成 年 月 日
北海道知事 〇〇 〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇 〇〇 印
都市計画の決定について（送付）	
都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しを送付します。	
記	
〇〇都市計画下水道 〇〇公共下水道	

別記1

○都市計画決定等にかかわる治水協議について（通知）

〔 昭和62年1月26日 河川第3113号 〕
〔 各土木現業所あて 河川課長 〕

都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置については「昭和57年11月1日付河川第1489号」により通知しているところですが、このほかの都市計画の決定及び変更にあたっての事前協議の方針を別添のとおり定めましたので、今後これに基づいて措置されますようお願いいたします。

なお、関係市町村長（河川管理者）へは貴職より周知されるようお取り計らい願います。このことについては北海道開発局建設部、及び北海道住宅都市部了解済みとなっておりますので申し添えます。

I 基本方針

都市計画と治水事業との緊密な連携は、安全な都市づくりの観点から、又計画的な市街化を図る観点からも重要な事である。このため、河川及び防災施設についても積極的に都市計画決定するよう努めることとし、河川区域(注1参照)に関する都市計画、及び現市街化区域(注2参照)外で土地の改変が想定される都市計画の立案に当たっては、流域のもつ保水遊水機能に配慮し、あらかじめ都市計画担当部局と河川管理者とで協議又は意見の交換を行うものとする。なお、都市計画の事業化に当たって必要な河川法及び諸法令に基づく河川管理に関わる協議等は、別途行うものとする。

注1) 河川区域とは河川法第6条、北海道普通河川及び堤防敷地条例第3条に定める区域を言う。

注2) 未線引き都市計画区域にあたっては「市街化区域」を「用途地域」と読み替える。

II 協議内容等

1) 市街化区域及び市街化調整区域

- ① 新規決定又は見直し変更については、別添様式A及びBにより文書で協議する。
- ② 特定保留地区に係わる変更については、見直し時の協議事項について、確認し、打ち合わせメモを作成する。
- ③ 特定保留地区のうち、治水対策上の問題で保留された地区及び一時保留に係わる変更については、①と同様とする。

※ 参照「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について」（昭和45年1月8日建設省都計発第1号、建設省河都発第1号、建設省都市局長、建設省河川局長から各知事あて）

2) 地域地区

- ① 未線引都市における用途地域の新規決定又は拡大変更については、別添様式のうちAにより協議し、打ち合わせメモを作成する。

3) 市街地開発事業

- ① 計画区域が河川区域を含むものについては、当該事業と河川事業との整合を図るため河川改修計画等の基本方針について協議し打ち合わせメモを作成する。
- ② 計画区域が用途地域外の場合で相当規模(注3参照)の土地の改変が想定されるものについては別添様式A及びBにより文書により協議する。
- ③ 河川区域に近接する事業については長期的な河川改修事業等について意見交換を行い打ち合わせメモを作成する。

4) 都市施設

a. 道路等

- ① 河川横断については、施設の線形、区域、及び構造形式等の問題点について文書で協議する。
- ② その他河川区域を含む施設については河川管理及び河川改修計画等の問題点について協議し打ち合わせメモを作成する。
- ③ 河川区域に近接する施設については長期的な河川改修計画等について意見交換を行い打ち合わせメモを作成する。

b. 公園、緑地等

- ① 計画区域が河川区域を含むものについては当該施設の整備に伴って予め予想される河川管理及び河川管理計画等の問題点について協議し打ち合わせメモを作成する。
- ② 計画区域が用途区域外の場合で相当規模(注3参照)の土地の改変が想定されるものについては治水事業等の問題点について協議を行い打ち合わせメモを作成する。
- ③ 河川区域に近接する施設については長期的な河川改修計画等について意見交換を行い打ち合わせメモを作成する。

c. 下水道

- ① 河川に係わる施設の配置に対する河川管理上等の支障の有無について協議し打ち合わせメモを作成。

d. その他の都市施設

原則としてb. 公園緑地等の例による。

5) 緑のマスタープランの基本的事項

河川空間を系統的な都市空間の一部として配置することについて説明し、意見の交換を行う。

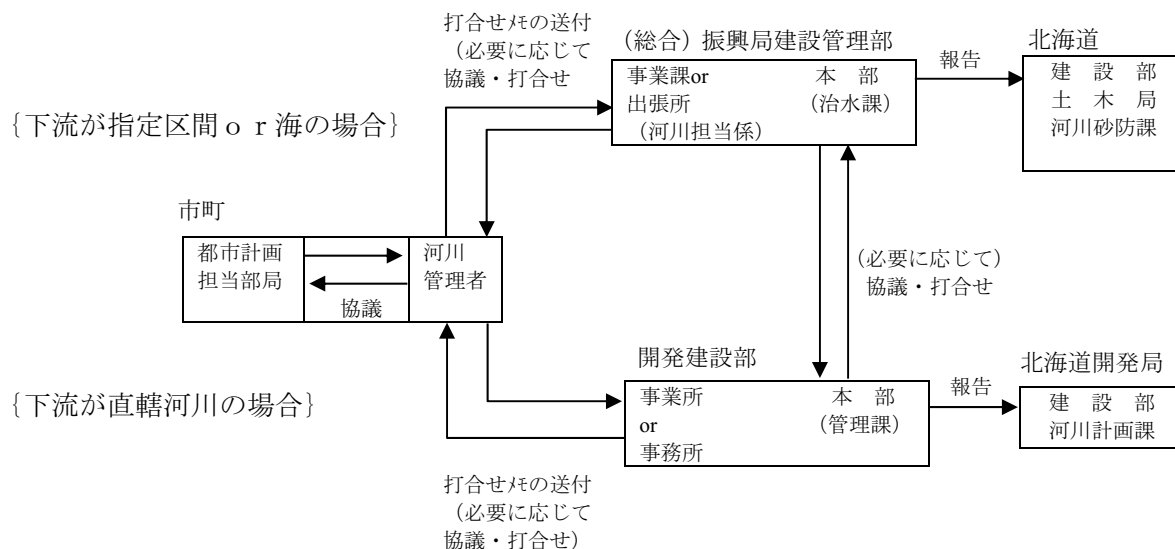
- 注3) 相当規模とは計画区域の面積が概ね 1ha を超えるものとするが、治水上著しい影響を及ぼす場合、あるいは個々の計画区域の面積が 1ha 未満であっても全体計画をもってこの全体計画の面積が概ね 1ha を超える場合及び近い将来同様に計画が連続して生じ全体の区域の面積が概ね 1ha を超えることが予想される場合にあってはこの限りではない。

III 協議先等

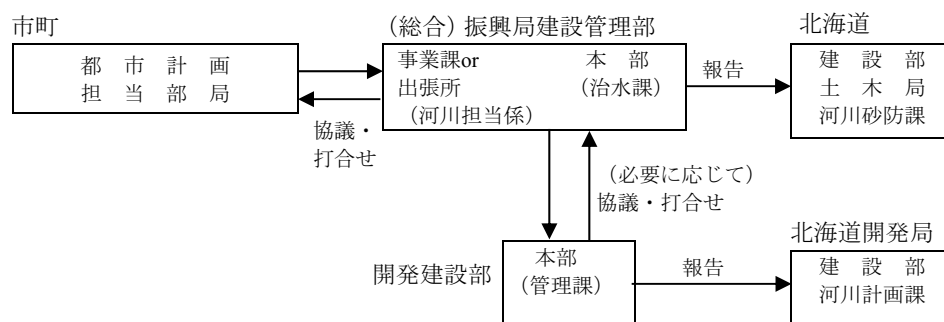
- ① 市町は都市計画案の検討時に河川部局と協議する。
- ② 河川部局の協議先については別紙フロー図を参照のこと。なお、他の河川との調整が必要な場合は、原則として河川管理者間で行う事とする。
- ③ 落ち合わせメモを作成したときは協議者双方がサインしお互いに交換する。
- ④ 協議内容について、疑義が生じ協議が難航している場合は、河川部局にあっては、開発局河川計画課、土木部河川課、市町の都市計画部局にあっては、住宅都市部都市計画課にその旨を速やかに報告し、円滑に事務処理に努めること。
- ⑤ 市町は都市計画の原案提出又は承認申請を行う際、協議文書又は打ち合わせメモのコピーを添付する。

別紙
治水協議フロー図

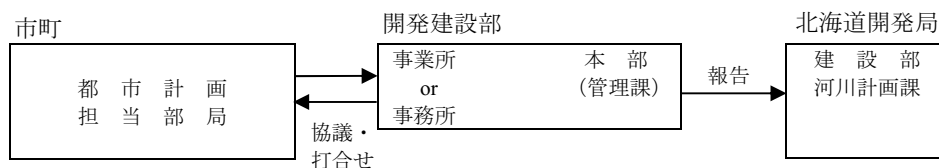
1. 普通河川、準用河川



2. 法河川（一級指定区間及び二級河川）



3. 法河川（指定区間外区間）



- (注1) 治水協議は原則として都市計画市町村原案提出までに終了すること。
 (注2) (必要に応じて)とは下流河川に及ぼす影響(流量、水質等)がある場合をいう。
 (注3) H12年3月治水協議の手引きによる。

※ フロー図中の機関名及び部署名は平成29年4月現在に修正している。

○都市計画決定にかかわる治水協議について

（昭和62年1月26日付け事務連絡
各土木現業所治水課長あて 河川課審査係長）

標記については昭和62年1月26日付け河川第3113号により通知したところですが、運用にあたっては、別紙事項に留意の上、遺憾のないよう取り計らい下さい。

なお、事前協議にあたっては敷地の取り扱い等について管理課とも十分打合せを行って下さい。

都市計画決定等にかかわる治水協議についての留意事項

1. 市街化区域及び市街化調整区域

河川改修等の治水対策については事業主体を明確にするとともに、事業実施部門（市町）ともその確認を行うよう努めること。

2. 地域地区

上記1に準じて取り扱う。

3. 市街地開発事業

(1) 上記1に準じて取り扱う。

(2) 河川敷地を含んで計画決定される場合は、

(i) 河川敷地の位置

(ii) 河川敷地の面積

を明らかにして相互に確認を行い、河川敷地の将来の取り扱いについても意見交換を行うこと。

4. 都市施設

(1) 上記3の(2)に準じて取り扱う。

(2) 道路等

河川の縦断的な使用については地元の意見等をも踏まえ十分な検討を行うこと。

(3) 公園・緑地等

堤内地の河川敷地を含めて計画決定される場合、その施設計画については側帯としての使用、あるいは超過洪水に対する対応等を十分検討のこと。

(4) 下水道

○ 新規に下水道の都市計画決定が行われる場合は当該地域内の河川について改修計画を見直し、相互にその整合性を図るよう努めること。

○ なお計画決定以前に河川管理者、下水道事業認可者、事業実施者の三者で、その整合性について確認を行うよう努めることとする。